

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8、議案第6号、多度津町税条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第7号、多度津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）の制定について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

税務課長、中川君。

税務課長（中川 隆弘）

おはようございます。

それでは、議案第6号及び議案第7号の2議案につきまして、一括して提案説明をさせていただきます。

それでは、まず、議案第6号、多度津町税条例の一部を改正する条例（案）の制定について、提案説明を申し上げます。

この度の改正は、地方税法施行規則等の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が、平成27年12月25日に公布されたことに伴い、多度津町税条例につきましても所要の改正を行おうとするものでございます。

今回の改正の主な内容でございますが、地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しが見込まれ、地方税関係書類のうち一定の書類について、納税義務者等の個人番号の記載を要しないこととするため、規定の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

2ページをお開きください。

第51条は、「町民税の減免」に関する規定です。

第2項第1号中、「又は名称及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」と改めるものでございます。

2ページ下段から3ページをお開きください。

第131条の3は、「特別土地保有税の減免」に関する規定で、第2項第1号中、「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」及び「個人番号又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改めようとするものでございます。

1ページにお戻りください。

本改正条例の附則といたしまして、「この条例は、公布の日から施行する。」と規定するものでございます。

続きまして、議案第7号、多度津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）の制定について、提案説明を申し上げます。

このたびの改正は、行政不服審査法が平成26年6月13日に、また、行政不服審査法施行令が平成27年11月26日に公布され、いずれも平成28年4月1日から施行されることに伴い、本町固定資産評価審査委員会条例につきましても所要の改正をしようとするものでございます。

それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

5ページをお開きください。

第4条は、「審査の申出」に関する規定で、第2項第1号中の、住所の次に「又は居所」を加え、2号として「審査の申出に係る処分の内容」という規定を加え、第2号、第3号、第4号を、それぞれ第3号、第4号、第5号と1号ずつ繰り下げるものでございます。

5ページ下段ですが、第3項中の引用法令を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改めるものでございます。

次に第6項として、「審査申出人が代表者等その資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない」と規定を加えるものでございます。

6ページをお開きください。

第6条は「書面審査」に関する規定で、第2項として、「情報通信技術利用法に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合も、規定に従って弁明書が提出されたものとみなす」とする規定を加え、旧条例第2項の「ただし書き」を削り第3項とし、第3項を第4項と繰り下げ、新条例第5項として「委員会は申出人から反論書の提出があった場合は町長に送付しなければならない」とする規定を加えるものでございます。

6ページ下段から8ページまでをお開きください。

第10条は、行政不服審査法の規定により、町に納付しなければならない「手数料の額等」の規定を定めるものでございます。

第1項では、「行政不服審査法に規定する書面、若しくは書類を複写機等により出力した場合は、1枚10円（カラー印刷した場合は1枚50円）」と定め、第2項では、「手数料の納付方法について、収入証紙又は現金による方法で納入する」と定めるものでございます。

8ページ下段から9ページをご覧ください。

第11条は、「手数料の減免」に関する規定で、第10条で定めた手数料を、「審査申出人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、書面を提出することにより、手数料を減額・免除することができる」と定めるものでございます。

9ページ下段から10ページをご覧ください。

第12条は「議事についての調書」に関する規定で、旧条例第10条中「前3条」を「第7条から第9条まで」に改め、第12条とするものです。

10ページをお開きください。

第13条は、「決定所の作成」に関する規定ですが、旧条例第11条中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え第13条とし、同条に第1号「主文」、第2号「事案の概要」、第3号「審査申出人及び町長の主張の要旨」、第4号に「理由」までの4号を加えるものでございます。

また、10条、11条が加わったことにより、旧条例「第12条」、「第13条」、「第14条」を「第14条」、「第15条」、「第16条」に、それぞれ2条ずつ繰り下げるものでございます。

3ページにお戻りください。

最後に、本改正条例の附則といたしまして、第1条「施行期日」として、「この条例は平成28年4月1日から施行する。」第2条は「改正条例の適用区分」として、条例施行の日前後の審査の申出において、それぞれ適用する規定を定めるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第6号及び議案第7号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。